



- 健康
- 暮らし
- 税金
- 福祉
- 相談
- 催し講座
- スポーツ

### 1月の無料市民相談 会場 市民活動センター

**法律相談**  
とき・担当 22日(金) = 吉川 忠利弁護士 9時30分~12時(1人20分程度)  
定員 7人 先着順  
**申し込み** 1月6日(水)から市役所1階市民相談所で内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご相談ください。  
夜間心配ごと相談  
とき 12日(火) 18時~20時  
内容 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題  
直接市民活動センターへ

詳細 市民相談所(市役所1階)  
☎32-6111 内線2121

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。秘密は厳守します。

### 総務省行政相談所

会場 市役所2階談話室  
国の行政全般についての相談  
とき 1月18日(月) 13時~16時 直接会場へ  
詳細 市民自治推進課  
☎32-6152

### とまごまい 広告のご案内

あなたの会社を広報とまごまいでPRしてみませんか?  
15~24頁 1枠 42,000円(税込み)  
28頁 1枠 105,000円(税込み)  
申し込みは下記の広告代理店へご連絡ください  
北日本広告社 苫小牧営業所  
☎0144-36-7751

### 発行場所・詳細 介護福祉課(市役所1階4番窓口) ☎(32)6344

### 申請先・詳細 介護福祉課(市役所1階4番窓口) ☎(32)6344

**おむつ代の医療費控除**  
証明書を発行しています  
確定申告でおむつ代の医療費控除の手続きをする場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代え、市が発行する証明書を提出することができます  
対象 次のいずれの条件も満たす方  
①既に要介護認定を受けていて、平成21年の確定申告が2年目以降である  
②要介護認定に係る主治医意見書に、証明に必要な内容が記載されている  
③については、対象とならない場合がありますので、事前に お問い合わせください  
発行手数料 無料  
発行場所・詳細 介護福祉課(市役所1階4番窓口) ☎(32)6344

**高 高齢者の所得税などの障害者控除対象者認定書の交付**  
次の対象に該当する方には、心身の状態が障害者手帳の交付を受けている方などと同程度であるとして、所得税・住民税の障害者控除が適用される「障害者控除対象者認定書」を交付します  
交付を受けた後に、税務署などの所得申告先へ提出してください  
対象 要介護認定・要支援認定を受けている65歳以上で、障害者手帳の交付を受けていない方  
対象とならない場合がありますので、事前に お問い合わせください  
発行手数料 無料  
申請に必要なもの 来庁者の印鑑、要介護認定・要支援認定を受けている方の介護保険被保険者証  
申請先・詳細 介護福祉課(市役所1階4番窓口) ☎(32)6344

### 税金

### 福祉

### 朗読ボランティア

### 朗読ボランティア

### 福祉

### 税金

## 市・道民税のお知らせと確定申告について

市・道民税の申告を受け付けます 詳細 市民税課 ☎32-6253・6254

会場	日時
沼ノ端コミュニティセンター	2月5日(金) = 9時30分~17時
勇払公民館	2月8日(月) = 9時30分~16時
豊川コミュニティセンター	2月9日(火) = 9時30分~18時 2月10日(水) = 9時30分~16時
植苗ファミリーセンター	2月12日(金) = 10時~15時
のぞみコミュニティセンター	2月16日(火) = 9時30分~18時 2月17日(水) = 9時30分~16時
市役所北庁舎2階22会議室	2月18日(木)~3月15日(土・日曜日を除く) = 9時30分~16時30分

申告が必要な方 平成22年1月1日現在、苫小牧市に住所があり、平成21年中に所得があった方  
税務署に所得税の確定申告をする方や、21年中に給与収入以外の所得がなく、事業主から給与支払報告書が市に提出されている方は申告は不要です。ただし、給与支払報告書が提出されていても、扶養や国民健康保険税、生命保険料、地震保険料などの控除に漏れがある場合には申告が必要です。公的年金を受給している方も、上記の控除を受ける場合は申告が必要です  
所得がない方は申告は不要ですが、申告がなければ課税証明書の交付を受けることができません。また、扶養の申告をしていない方は、扶養人数などが課税証明書に記載されません

### 平成22年度の個人住民税(市・道民税)の主な改正

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設  
対象 所得税の住宅ローン控除の適用を受けることができる方(平成11年~18年および21年~25年までの入居者)で、次のいずれかに該当する方  
●勤務先の年末調整で住宅ローン控除の適用を受け、住宅ローン控除に関する必要事項が記載された給与支払報告書を市に提出している  
●住宅ローン控除に関する事項を記載した確定申告書または住民税申告書を、納税通知書送達時まで提出している

控除額 次の①②いずれかのうち、小さい額が個人住民税から控除されます(22年度~35年度適用)  
①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額  
②所得税の課税総所得金額などの額に100分の5を乗じて得た額(上限97,500円)  
原則として申告は不要ですが、11年~18年の間に入居し、退職所得や山林所得があるときは、住宅借入金等特別税額控除申告書を提出することで控除額が大きくなる場合があります

### 確定申告について

平成21年分の所得税(住民税および個人事業税)の確定申告の受け付けが始まります  
<還付申告 = 1月から 確定申告 = 2月16日(火)から>  
確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告書の手引き」を参考に作成し、早めに提出してください(郵送可)。また、確定申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で作成でき、作成したデータをそのままe-Taxに送信できます。詳しくはお問い合わせください

所得税確定申告書作成指導および受付を行います  
とき 1月21日(木)~3月15日(月)(土・日曜日、祝日を除く) いずれも9時~16時30分  
ところ e g a o 7階  
持ち物 印鑑、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類、「お知らせはがき(届いている方のみ)」

- 便利な e-Tax をご利用ください
- インターネットができるパソコンをお持ちの方は、国税に関する各種手続き(所得税などの申告、全税目の納税および各種申請・届出など)を自宅などから行うことができます。詳細は e-Tax ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください
- 最高5,000円の税額控除
- 添付書類の提出を省略
- 24時間利用可能
- 還付金がスピーディー

## 広告

広報とまごまい 平成22(2010)年・1月

## 広告

広報とまごまい 平成22(2010)年・1月